

平成二十年一月二十九日受領
答 弁 第 九 号

内閣衆質一六九第九号

平成二十年一月二十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の竹島問題への取り組みについての国民への説明責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の竹島問題への取り組みについての国民への説明責任に関する質問
に対する答弁書

一について

お尋ねについては、例えば、日常の業務の一環として行っている外務省アジア大洋州局内の打合せにおいて、御指摘の方法についての検討も行っている。

二について

李明博次期政権との間でも従前と同様の方針で対応していく考えである。

三について

相手国との関係もあり、外交上の個別のやり取りの詳細等について明らかにすることを差し控えたものもあるが、外務省としては、御指摘の答弁はいずれも実際に外務省の行っている対応を誠実に述べたものであると認識している。

四について

内閣としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対し、誠実に答弁す

べきものと考えている。御指摘の答弁書（平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三五二号）については、当該事務を所掌する外務省において、御質問の趣旨を踏まえ、御指摘の答弁を作成し、それを内閣が閣議において答弁として決定し、お答えしたものである。